

一般廃棄物処理業許可証

住 所 静岡市葵区芝原25番地の34

氏 名 株式会社 岩本商店

代表取締役 岩本 匡史

生年月日 昭和42年9月19日

令和元年11月28日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和元年11月29日

焼津市長 中野 弘道



記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 許可業務       | 一般廃棄物の収集・運搬   |
| 2 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（可燃及び不燃）・特定家庭用機器廃棄物  |
| 3 有効期間       | 令和元年12月7日から令和3年12月6日まで  |
| 4 作業区域       | 焼津市内  |
| 5 許可の条件      | ①一般廃棄物の保管は禁止する。<br>②特定家庭用機器廃棄物とは「特定家庭用機器再生商品化法第2条第4項に定めるもの」とする。<br>③ごみの飛散、汚水の漏れがないよう専用車両で収集運搬すること。<br>④実施にあたっては、法令及び市の指導を遵守すること。<br>⑤毎月10日までに前月分の業務報告書（第9号様式）を提出すること。 |